

## 福祉三団体再編検討有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市福祉保健部が所管する武蔵野市財政援助出資団体の三団体（財団法人武蔵野市福祉公社、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会及び社会福祉法人武蔵野をいう。以下「福祉三団体」という。）の再編等の方針を検討するため、福祉三団体再編検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 有識者会議は、福祉三団体の再編等の方針について検討し、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、有識者会議を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (設置期間)

第5条 有識者会議の設置期間は、平成19年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 有識者会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 有識者会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が定める。

### (庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、企画政策室企画調整課及び福祉保健部生活福祉課が行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	職
天野久美子	財団法人天誠会老人保健施設小金井あんず苑施設長
川村 匡由	武蔵野大学大学院福祉マネジメント専攻長・教授
菊池 威	亜細亜大学経済学部教授
武智 秀之	中央大学法学部教授
山本 茂夫	西水元ナーシングホーム施設長